

再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取期間満了後の お客さまからの電気の継続購入について

2018年11月15日
北陸電力株式会社

当社では、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度^{※1}に基づき、再生可能エネルギー発電設備をお持ちのお客さまからの電気を購入させていただいておりますが、2019年11月以降、ご家庭のお客さまを中心に、国が定める価格での買取義務期間が順次満了^{※2}いたします。

当社としては、電源の低炭素化に向けた積極的な取り組みの一つとして、本制度の買取期間満了後も、お客さまの再生可能エネルギー発電設備からの電気を引き続き購入させていただきます。

現在、お客さまニーズを踏まえたサービスの検討を進めており、具体的な買取メニューについては、2019年4月頃の発表を予定しております。詳細は決まり次第、改めてお知らせいたします。

※1 再生可能エネルギー源(太陽光など)を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間、当社等の電気事業者が買い取ることを義務付ける制度のことです。太陽光発電設備から発電された余剰電力は、固定価格での買取期間が10年間と定められております。

※2 余剰電力買取制度は、2009年11月に開始されました。当制度の適用を受けたご契約については、2019年11月以降、10年間の買取期間が順次満了していくことになります。

以 上